

東京都公報

発行 東京都

目次

32

告 示

- 東京都人権プラザ条例による使用料の徴収委託………(総務局人権部人権施策推進課)……………一
- 都税に係る徴収金の収納委託(二件)……………二
- 納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託………(主税局徴収部徴収指導課)……………二
- 東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託………(生活文化局都民生活部旅券課)……………三
- 東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託………(生活文化局文化振興部企画調整課)……………三
- 東京都計量検定所の手数料の徴収委託……………(生活文化局計量検定所管理指導課)……………三
- 東京ウィメンズプラザの使用料の徴収委託……………(生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ)……………四
- 東京都障害者スポーツセンター条例による使用料の徴収委託……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………四
- 宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収委託……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………四

- 建築士事務所の業務報告書閲覧手数料の徴収委託………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………四
- 建設業許可申請手数料等の収納委託……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………四
- 東京都営住宅条例等による使用料等の収納委託………(都市整備局都営住宅経営部指導管理課)……………五
- 東京都営住宅条例等による手数料の徴収委託………(同)……………五
- 東京都自動車排出ガス試験等手数料条例による手数料の徴収委託………(環境局総務部環境政策課)……………五
- 東京都廃棄物条例による手数料の徴収委託……………(環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課)……………五
- 東京都リハビリテーション病院条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(福祉保健局医療政策部医療政策課)……………六
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………六
- 介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………六
- 介護支援専門員再研修受講料の徴収委託……………(同)……………六
- 主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託……………(同)……………六
- 主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託………(同)……………七
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納委託………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………七
- 保育士登録手数料等の収納委託……………(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)……………七
- 東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………七
- 東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託………(同)……………七
- 東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託………(同)……………八

- 東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託………(同)……………八
- 東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託………(同)……………八
- 東京都清瀬喜望園の使用料及び手数料の徴収委託………(同)……………八
- 東京都立北療育医療センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………九
- 東京都立多摩療育園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………九
- 東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………九
- 東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………一〇
- 東京都立東部療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………一〇
- 東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………一〇
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………一〇
- 東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……………(福祉保健局多摩府中保健所企画調整課)……………一一
- 東京都立墨東病院の病児・病後児保育室の利用料の収納委託……………(病院経営本部経営企画部総務課)……………一四
- 東京都立病院の使用料等の収納委託(六件)……………(病院経営本部サービス推進部事業支援課)……………一四

告 示

●東京都告示第五百七十二号
 東京都人権プラザ条例(平成十三年東京都条例第三百

号)第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都人権啓発センター

(二) 所在地 港区芝二丁目五番六号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百七十三号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 日建総業株式会社

(二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

三 委託の内容

収納の事務を
行う事務所

東京都八王子都税事務所
東京都青梅都税支所
東京都町田都税支所
東京都立川都税事務所
東京都府中都税支所
東京都小平都税支所

取り扱う事務
都税に係る徴収金の収
納事務

東京都都税総合事務所

都税に係る徴収金のう

品川自動車税事務所
練馬自動車税事務所
足立自動車税事務所
多摩自動車税事務所
八王子自動車税事務所
ち自動車税及び自動車
取得税に係るものの収
納事務

●東京都告示第五百七十四号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税(普通徴収のものに限る。)、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した
相手方 委託内容 委託期間

株式会社エヌ・テ 都税収納事務のと 平成二十九年四月
イ・ティ・データ りまとめ 一日から平成三十
江東区豊洲三丁目 年三月三十一日ま
三番三号 で
国分グローサーズ 直営店舗及び加盟 同右
チエーン株式会社 店舗における都税 同右
中央区日本橋一丁 目一
の収納

株式会社しんきん
情報サービス
港区港南一丁目八
番二十七号
株式会社スリーエ
フ
神奈川県横浜市
区日本大通十七番
地
MMK設置店の表
示のある加盟店舗
における都税の収
納

直営店舗及び加盟
店舗における都税
の収納

同右

株式会社セブン
イレブン・ジャパ
ン
千代田区二番町八
番地八
同右

山崎製パン株式会
社
同右

千代田区岩本町三
丁目十番一号
同右

株式会社ファミリ
ー
同右

豊島区東池袋三丁
目一番一号
同右

株式会社ポブラ
同右

同右

同右

同右

同右

●東京都告示第五百七十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十條の十に規定する証明書の交付の申請の際に申請者から徴収する手数料については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 日建総業株式会社
- (二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 委託の内容

徴収の事務を
行う事務所

取り扱う事務

- 東京都税総合事務センター 都税に係る徴収金のうち品川自動車税事務所 取得税に関する納税証明書の交付の申請に係る手数料の徴収事務
- 練馬自動車税事務所 取得税に関する納税証明書の交付の申請に係る手数料の徴収事務
- 足立自動車税事務所 取得税に関する納税証明書の交付の申請に係る手数料の徴収事務
- 多摩自動車税事務所 取得税に関する納税証明書の交付の申請に係る手数料の徴収事務
- 八王子自動車税事務所 取得税に関する納税証明書の交付の申請に係る手数料の徴収事務

●東京都告示第五百七十六号

東京都太田記念館管理規則（平成二年東京都規則第二十五号）第六条に規定する個室利用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 株式会社アイデント
- (二) 所在地 狛江市猪方四丁目一番一号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 委託の内容

●東京都告示第五百七十七号

旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京観光財団
- (二) 所在地 新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル 六階

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七十八号

東京都写真美術館条例（平成二年東京都条例第二十号）第五条に規定する特別閲覧料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都歴史文化財団
- (二) 所在地 墨田区横網一丁目四番一号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 委託の内容

●東京都告示第五百七十九号

計量法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十四号）第二条及び東京都計量受託検査条例（昭和五十三年東京都条例第九十六号）第六条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 一般社団法人東京都計量協会
- (二) 所在地 江東区新砂三丁目三番四十一号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八十号

東京ウィメンズプラザ条例（平成七年東京都条例第二号）第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社バックスグループ

(二) 所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八十一号

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第九条第一項ただし書に規定する宿泊室の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(二) 所在地 新宿区神楽河岸一番一号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百八十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十二条の二第二項又は第二十二条の三第二項に規定する法定講習受講修了者から徴収する宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

受託者名 所在地

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 千代田区富士見二丁目二番四号

公益社団法人全日本不動産協会 千代田区紀尾井町三番三十号

一般社団法人不動産協会 千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人全国住宅産業協会 千代田区麴町五丁目三番地

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百八十三号

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、

次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都建築士事務所協会

(二) 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル 三階

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

三 委託に係る手数料

手数料の名称 根拠規定

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料 東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）第二十条第十二号

●東京都告示第五百八十四号

建設業許可申請手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社バックスグループ

(二) 所在地 渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称

根拠規定

建設業及び解体工事業 関係証明手数料	東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第一号及び同条第四号
建設業許可申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)別表一の部第四の款一の項
建設業許可更新申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款二の項
経営規模等評価手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款六の項
総合評定値通知手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款七の項
経営状況分析手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款八の項
浄化槽工事業登録申請 手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款一の項
浄化槽工事業更新登録 申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款二の項
浄化槽工事業登録簿 謄本交付手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款三の項
浄化槽工事業登録簿 閲覧手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款四の項
解体工事業者登録申請 手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第十の款一の項
解体工事業者登録更新 申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第十の款二の項
建設業許可の申請、変更の届出等に係る書類 又はこれらの写しの閲覧 手数料	東京都事務手数料条例第二条第十二号

●東京都告示第五百八十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第三百三十三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京都住宅供給公社
 - (二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号
- 二 委託期間
- 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第三百三十三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用許可、使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第五百八十七号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例(平成十一年東京都条例第四十三号)第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京都住宅供給公社
 - (二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号
- 二 委託期間
- 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八十八号

東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例第三百三十三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用許可、使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都環境公社
 - (二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号
- 二 委託期間
- 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)第二十一条第一項に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社

(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八十九号

東京都リハビリテーション病院条例(平成二年東京都条例第五十三号)第五条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都医師会

(二) 所在地 千代田区神田駿河台二丁目五番地

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例(昭和五十九年東京都条例第四十六号)第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都歯科医師会

(二) 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十一号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する介護支援専門員登録申請手数料、介護支援専門員証交付手数料、介護支援専門員証有効期間更新手数料、介護支援専門員証書換交付手数料及び介護支援専門員証再交付手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団
(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号
二 委託期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十二号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する介護支援専門員再研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十三号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かすがビル十階

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百九十四号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項々に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かすがビル十階

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百九十五号

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和三十九年東

京都条例第六十六号)に規定する東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッテレ債権回収株式会社

(二) 所在地 港区芝浦三丁目十六番二十号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百九十六号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十七の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人日本保育協会

(二) 所在地 千代田区麴町一丁目六番地二 アーバンネット麴町ビル六階

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百九十七号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都障害者支援施設等において徴収する同条例第六条第一項第一号イ及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京都福祉保健財団 使用料徴収事務の取りまとめ 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
新宿区西新宿二丁目七番一号
みずほファクター 口座振替による使料の徴収 同右
株式会社 千代田区丸の内一丁目六番二号 新丸の内センタービルディング七階

●東京都告示第五百九十八号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設において徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、

次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 平成二十九年四月 都福祉保健財団 取りまとめ 一日から平成三十 新宿区西新宿二丁 年三月三十一日ま 目七番一号 まで
みずほフアクター 口座振替による使 同右
株式会社 用料の徴収
千代田区丸の内一 丸の内センタービ ルディング七階

●東京都告示第五百九十九号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都東村山福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項までに規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号
- 二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日ま

で

●東京都告示第六百号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都八王子福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号
- 二 委託期間

●東京都告示第六百一号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表及び東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項まで並びに東京都障害者支援施設等に関する条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令

(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号
- 二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日ま

●東京都告示第六百二号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都清瀬喜望園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 社会福祉法人東京アフターケア協会
- (二) 所在地 清瀬市松山二丁目十八番二号
- 二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日ま

●東京都告示第六百三十三号

東京都立療育医療センター条例(昭和六十年東京都条例第三十号)第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 北療育医療センターに係る事務

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社ニチイ学館 千代田区神田駿河台二丁目九番地 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時三十分(土曜日にあつては、午後零時四十五分)まで

二 城南分園に係る事務

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社セノン 新宿区西新宿二丁目一番一号 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二

三 城北分園に係る事務

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社セノン 新宿区西新宿二丁目一番一号 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時四十五分から午後五時四十五分(土曜日にあつては、午前八時三十分から午後零時三十分)まで

月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時三十分(土曜日にあつては、午後零時十五分)まで

●東京都告示第六百四十四号

東京都立多摩療育園条例(昭和三十七年東京都条例第三十二号)第一条に規定する東京都立多摩療育園を利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社セノン 新宿区西新宿二丁目一番一号 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び三日並びに各月の第二土曜日及び第五土曜日を除く。) 午前八時四十五分から午後五時四十五分(土曜日にあつては、午後零時三十分)まで

●東京都告示第六百五十五号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立府中療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社ニチイ学館 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで(国民の祝日

千代田区神田駿河 年三月三十一日ま
台二丁目九番地 二 和二十三年法律第
百七十八号)に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。)午
前八時三十分か
ら午後五時十五分
(土曜日にあつて
は、午後零時四十
五分)まで

東京都立重症重度心身障害児者施設条例(昭和四十三年
東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立
東部療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手
数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二
十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、
次のとおり委託したので告示する。

一 委託した相手方
東京都知事 小 池 百合子

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を
守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日ま
で

●東京都告示第六百六号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例(昭和四十三年
東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立
東大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び
手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和
二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づ
き、次のとおり委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を
守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日ま
で

●東京都告示第六百七号

委託した相手方

委託した相手方 委託期間 委託時間

東京都知事 小 池 百合子

平成二十九年四月三日

●東京都告示第六百八号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保
健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)
第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉セ
ンターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収
の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令
第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとお
り委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間

●東京都告示第六百九号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保
健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)
第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉セ
ンターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収
の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令
第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとお
り委託したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社セラム 平成二十九年四月 月曜日から金曜日
愛知県名古屋市中 一日から平成三十 まで(国民の祝日
区大曾根一丁目二 年三月三十一日ま に関する法律(昭
和二十三年法律第
百七十八号)に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、

株式会社セノン 平成二十九年四月 月曜日から金曜日
新宿区西新宿二丁 一日から平成三十 まで(国民の祝日
目一番一号 年三月三十一日ま に関する法律(昭
和二十三年法律第
百七十八号)に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。)午
前八時四十五分
から午後五時十五
分まで

一月二日及び同月
三日を除く。)
午前八時四十五分
から午後五時十五
分まで

●東京都告示第六百十号

保健所の設置等に関する条例(昭和二十三年東京都条例
第二百二十八号)別表に規定する東京都多摩府中保健所を利
用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務に
ついては、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六
号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託
したので告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 有限会社 スポーツ・ファンダメンタルズ
- (二) 所在地 目黒区洗足二丁目二十六番八号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日ま

で

三 委託する手数料等
別表のとおり

別表

番号	手数料等の名称	根拠規	定
1	調理師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例(平成12年東京都条例第87号)別表二の項イ	
2	調理師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ハ	
3	調理師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ニ	
4	製菓衛生師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項イ	
5	製菓衛生師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ハ	
6	製菓衛生師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ニ	
7	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項イ	
8	受胎調節実地指導員権限交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ロ	
9	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ハ	
10	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ニ	
11	受胎調節実地指導員権限再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ホ	
12	理容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表五の項イ	
13	美容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表六の項イ	
14	温泉利用許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項イ	
15	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項ロ	
16	旅館業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項イ	
17	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項ロ	
18	浴場業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表九の項イ	
19	クレーン・クレーン積荷検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項イ	
20	クレーン・クレーン師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ロ	
21	クレーン・クレーン師免許証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ニ	
22	クレーン・クレーン師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ホ	
23	飲食店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
24	飲食店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
25	喫茶店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
26	喫茶店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
27	菓子製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
28	菓子製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
29	あん類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
30	あん類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
31	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
32	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	

番号	手数料等の名称	根拠規	定
33	乳処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
34	乳処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
35	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
36	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
37	乳製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
38	乳製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
39	製乳業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
40	製乳業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
41	乳類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
42	乳類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
43	食肉処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
44	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
45	食肉販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
46	食肉販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
47	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
48	食肉製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
49	魚介類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
50	魚介類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
51	魚介類せり売営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
52	魚介類せり売営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
53	魚肉わり製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
54	魚肉わり製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
55	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
56	食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
57	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
58	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
59	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
60	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
61	乳類飲料製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	
62	乳類飲料製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ	
63	氷雪製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ	
64	氷雪製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
65	氷雪販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ	

番号	手数料等の名称	根拠規定
66	水痘販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ
67	食用油脂製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
68	食用油脂製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
69	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
70	マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
71	みそ製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
72	みそ製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
73	醤油製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
74	醤油製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
75	ソーメン製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
76	ソーメン製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
77	酒類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト
78	酒類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト
79	豆腐製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ
80	豆腐製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ
81	練乳製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
82	練乳製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
83	めん類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
84	めん類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
85	そうざい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項サ
86	そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項サ
87	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ
88	缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ
89	添加物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ユ
90	添加物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ユ
91	食農処理事業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項イ
92	食農処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ロ
93	食農検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ハ
94	確認規程設定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ヘ
95	確認規程変更設定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ニ
96	病豚開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項イ
97	診療所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ロ
98	助産所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ハ

番号	手数料等の名称	根拠規定
99	病豚検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項二
100	診療所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ホ
101	助産所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ヘ
102	死体保存許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十七の項イ
103	診療エックス線技術師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項イ
104	診療エックス線技術師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項ロ
105	衛生検査所登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項イ
106	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ロ
107	衛生検査所登録証明書再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ハ
108	衛生検査所登録変更申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ニ
109	准看護師の免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項イ
110	准看護師免許証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ロ
111	准看護師免許証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項リ
112	助産師名簿簿本交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十一の項イ
113	保健師免状書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十一の項ロ
114	看護師免状又は看護人免状の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十一の項ウ
115	保健師免状再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十一の項フ
116	看護師免状又は看護人免状の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十一の項ク
117	毒物劇物販売業の登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ホ
118	毒物劇物販売業の登録更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ヘ
119	毒物劇物販売業の登録票書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項リ
120	毒物劇物販売業の登録票再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ヌ
121	医薬小売業者免許申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項ロ
122	医薬小売業者免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項ウ
123	薬局開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項イ
124	薬局開設許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ロ
125	医薬品販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ハ
126	医薬品販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ニ
127	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項リ
128	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ル
129	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ヌ
130	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ル
131	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ヲ

番号	手数料等の名称	根拠規定
132	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
133	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
134	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
135	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
136	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
137	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
138	高度管理医療機器等販売業又は貸与業又は再生医療等製品販売業の許可更新の事務交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
139	高度管理医療機器等販売業又は貸与業又は再生医療等製品販売業の許可更新の事務交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
140	高度管理医療機器等販売業又は貸与業又は再生医療等製品販売業の許可更新の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7
141	興行場営業許可申請手数料	興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第84号)第4条
142	プール等営業許可申請手数料	プール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)第4条
143	行商人の鑑札及び記載再交付申請手数料	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第11条第1項第1号
144	行商人の鑑札及び記載再交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第2号
145	弁当等入力販売業許可申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第3号
146	弁当等入力販売業許可済証交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第4号
147	弁当等入力販売業許可済証再交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第5号
148	食品製造業等許可申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第6号
149	弁当等入力販売業許可更新申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第2項
150	食品製造業等許可更新申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第3項
151	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第20条第1項第5号
152	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例第20条第1項第6号
153	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例第20条第1項第7号
154	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例第20条第1項第8号
155	使用料及び手数料	保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条
156	開示手数料	東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条

●東京都告示第六百一十号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第三条第六項に規定する東京都立墨東病院の病児保育事業を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小池百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社サク 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第八号)大手町十一日まに規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後六時まで

東京都立墨東病院保育棟二階

●東京都告示第六百一十二号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立広尾病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 平成二十九年四月一日から 一日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日 東京都立広尾病院

駿河台二丁目九番地 平成三十一年三月十一日まで 二 一以外の日 午後五時(土曜日)にあっては、午後零時三十分)から翌日午前八時三十分まで 東京都立広尾病院

太平ビルサービス株式会社 平成二十九年四月一日から 一日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 東京都立広尾病院

●東京都告示第六百十三号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)

第一条第二項に規定する東京都立大塚病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。 平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 平成二十九年四月一日から 一日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日 東京都立大塚病院本館

駿河台二丁目九番地 平成三十一年三月十一日まで 二 一以外の日 午後五時(土曜日)にあっては、午後零時三十分)から翌日午前八時四十五分まで 東京都立大塚病院外來別館

株式会社ニチイ学館 平成二十九年四月一日から 一日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 東京都立大塚病院外來別館

で 一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時まで

株式会社アヴァンティスタ 平成二十九年四月一日から 一日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 東京都立大塚病院本館

中央区日本橋兜町六番七号 平成三十一年三月十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあっては、午後零時三十分)まで

●東京都告示第六百十四号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第一条第二項に規定する東京都立墨東病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。 平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 平成二十九年四月一日から 一日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 東京都立墨東病院

駿河台二丁目九番地 平成三十一年三月十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 東京都立墨東病院

同月三十一日まで、一月二日及び同月三日
午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで

二 一以外の日
午後五時十五分から翌日午前八時三十分まで

株式会社アヴ アンテイスタ
平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。
東京都立墨東病院

中央区日本橋 兜町六番七号
平成三十年三月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。
東京都立墨東病院

午前八時三十分から午後五時十五分まで

●東京都告示第六百十五号

東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）第一条第二項に規定する東京都立神経病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 株式会社ニチイ学館 千代田区神田
委託期間 平成二十年四月一日から
委託時間 月曜日から土曜日
委託場所 東京都立神経病院

駿河台二丁目九番地
平成三十年三月三十一日まで、一月二日及び同月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。
和二十三年法律第七十八号に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。
午前八時三十分から午後五時（土曜日にあつては、午後零時四十五分）まで

午後八時四十五分から午後五時（土曜日にあつては、午後零時三十分）まで

●東京都告示第六百十六号

東京都立病院条例の一部を改正する条例（平成十七年東京都条例第五十七号）による改正前の東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）第一条第二項に規定する東京都立荏原病院を利用した者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 株式会社アヴ アンテイスタ
委託期間 平成二十年四月一日から
委託時間 月曜日から土曜日
委託場所 公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院

午前八時四十五分から午後五時（土曜日にあつては、午後零時三十分）まで

●東京都告示第六百十七号

東京都立病院条例の一部を改正する条例（平成二十年東京都条例第二十号）による改正前の東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）第一条第二項に規定する東京都立豊島病院を利用した者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 株式会社エヌデー
委託期間 平成二十年四月一日から
委託時間 月曜日から土曜日
委託場所 公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院

発行所 東京都新宿区西新宿一丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 五〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
印刷所 東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

